

令和7年11月

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室

健康保険被保険者証に代わる常勤性の確認書類について

令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証が使用できなくなることを踏まえ、

常勤役員等や営業所専任技術者の常勤性の確認書類を以下のとおりとします。

<①から順に確認をして、最初に当てはまった資料（申請時直近のもの）>

- ① 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

※70歳以上の場合は健康保険・厚生年金保険 70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

※建設国保等加入者については厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

- ② 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し
- ③ 所得証明書（市区町村発行のもの）+源泉徴収票の写し
- ④ 雇用保険被保険者証の写し+雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（被保険者区分が「1」のものに限る）

●出向者の場合は上記確認書類に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間確認できる資料等)の写しの提示を要する。

●12月1日以前に仮受付が完了した書類に有効期限前の健康保険被保険者証が添付されている場合は確認書類として用いることを可能とする。

ただし、12月1日以前に書類の仮受付が完了していた場合であっても、仮受付時に健康保険被保険者証が添付されていなかった等の理由で12月2日以降に提示された場合、確認書類として用いることを不可とする。